

議会運営委員会委員長 市川政明 殿

(写) 函南町議会議長 中野 博 殿

(写) 函南町議会議員各位 (写) 函南町議会事務局長殿

オンブズマン函南町

代表幹事 山中 英昭

議会改革に関わる公開質問書

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は何かとお世話を賜り、誠にありがとうございます。

過日「議会運営委員会の議事録」を情報公開制度に基づき入手し、現在検討されている「議会改革」及び「議論の詳細」を確認することが出来ました。特に「議会の映像配信」の実現は開かれた議会を目指す意味でも有意義であり感謝申しあげたいと存じます。

さて、議事録を、町民目線で検証してみると、「法（憲法、地方自治法）が求めているもの」「町民との意見交換が必要なもの」「町民への情報開示」等の課題が網羅されていません。

下記に、公開の質問書を提示しますので、議会改革を推進している議会運営委員長に、当質問への考え方及び今後の方針等についてお答えいただきたいと存じます。

ご多用の折と存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

【質問. 1】

議会運営委員会で議論されている「議会改革」の目的は何ですか。

【質問. 2】

議会改革の進行状況を町民へどのように情報開示しますか。

最終結果だけを提示しても、町民に対する説得力はありません。

中間報告も重要であると考えます。

【質問. 3】

法に基づく「町民の意思を反映させる仕組み（例：議会報告会、町民懇談会、意見交換会等）」を議会改革案の一つとして検討する必要があります。委員会において、これを改革の項目として議論していただきたい。法の遵守は何よりも一番に求められるものです。

委員長としての考えをお聞かせ下さい。

(補足) 憲法第92条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とある。「地方自治の本旨」は、住民自治と団体自治の二つの要素で構成され、住民自治は、地域における政治や行政が、住民の意思に基づいて行われなければならないことを意味します。議会の存在は、この住民自治を保障することにあるので「町民の意思を反映するシステム」がなければなりません。

例えば「議会報告会」「町民懇談会」「意見交換会」等が考えられますが、函南町議会は過去に一度も開催したことはなく、法に基づいたシステムが存在しません。

議事録には、他市の議会報告会を数回調査した結果を踏まえ「うまくいっていないから函南町では実施しない」と結論づけているようですが、そこには函南町議会は「法の趣旨に沿って改革する」といった強い意思を感じとることができません。

【質問. 4】

「議員定数の削減」及び「議員報酬の増額について」は、「町村議会議員の議員報酬のあり方最終報告」を学習した上で議論していますか。委員会の実態をお聞かせ下さい。

<http://www.nactva.gr.jp/html/research/remuneration.html>

【質問. 5】

議員定数は、民意を適切に反映できる数を算出する難しさはありますが、町民にとって重要な項目です。また、議員報酬の検討は、現在の議員報酬では意欲のある有意な新人候補者の擁立は難しく、兼職していない議員にとっては厳しい額ではないかと思料します。

いずれも、議会単独で決められるものではなく、町民への説明と意見交換が求められますが、その必要性の認識と、具体的な方策について、委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 6】

費用の廃止（政務活動費）が検討されています。これを廃止することは、制度の趣旨から考え「議員活動はやっていません」と自ら公表するようなものです。本制度の目的は、政策調査研究等の活動のために支給される費用であり、しっかり学び議会審議の参考にする重要なもので、一度廃止してからの再開は困難です。研修等に参加し、見聞を拡げたいと願う議員もいるようですが、反対に「制約が多い」「使い勝手が悪い」「研修会参加等は自費にすべき」「政務活動費を廃止して議員報酬に組み込む」といった議論は、制度の理解が十分でなく論外と言えます。委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 7】

費用の廃止（費用弁償）は、議員報酬、政務活動費とは別に支払われ、議会に出席した時に支払われる交通費のようなものです。民間企業では馴染みがなく、制度そのものが時代錯誤であると考えられ、弁償が実費精算や廃止方向に向かって議論するのであれば、自然な流れであるといえます。委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 8】

過去に、政務活動費を利用し、他市町を調査し、報告書を議長へ提出しましたが「条例は報告を求めている」という理由で書類の確認も行われませんでした。議員間の知識・情報共有ツール（町民への報告もある）として利用価値は高く、調査報告書が無いことに違和感を覚えます。条例の改正が求められます。委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 9】

管外行政視察の廃止、縮小（議会運営委員会等）について検討されています。現在、函南町議会で求められているのは「広い視野で、学習する機会を増やすこと」ではないでしょうか。政務活動費を使って学習している会派は一部のようなようです。財政的な観点から考えると全体予算の約1%の議会費に着目することより、しっかりと学びの機会をつくり、結果を出すことが重要であると考えます。少なくとも委員長が自ら「行政視察報告書」を作成し、他の議員及び町民へ情報を分かりやすく提供することが大切ではないでしょうか。

委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 10】

議会改革は、長期に亘り（10年以上）検討されてきましたが、「議会基本条例の制定」は、相当前から検討項目として存在していました。（記憶違いでなければ多くの会派が提起）

「基本条例を制定するのではなく、いまある条例、規則を充実させればよい」との議論がありますが、議会基本条例は、議会が町民との約束（町民との契約書）で、その目的は、見える化を目指すこと、議会と住民・町長の関係を明確にすること、議会議員のあるべき姿を示すこと…もって町民本位の開かれた議会をめざすことにあり、議会改革の本筋です。

そもそも、いまある条例・規則と「議会基本条例」は全く異なるもので、しっかり学習した上で議論することが求められます。議会基本条例制定について、委員長としての考えをお聞かせ下さい。（必要なしとの考えであれば、その理由）

【質問. 11】

函南町議会は、先進的な改革を進めている地方議会の実態を知る機会が少ないため、議会改革に関わる知見が不足しているように思います。先進的に議会運営を行っている、京都府京丹後市、福知山市、北海道白老町（過去に政務活動費を使って訪問）は、「議会改革特別委員会」を設置し、月3～5回（9時～17時）の会合を繰り返し開催（1～2年間）し、徹底した議論が行われ、議員が汗をかいて取り組んでいました。また、特徴的なのは「議会事務局への依存度の低さ」で、自分たちの力で創り上げるとい信念が強く伝わってきました。

特別委員会の設置については、「議会運営委員会で、従前から議会改革に取り組んでいるから継続すべき」との意見があります。しかし、議会運営委員会において「議長はオブザーブ参加」であり、議会全体を掌握しより良い方向性を示さなければならない議長の存在が薄く、大きな違和感があります。函南町議会において議会改革に関わる委員会の開催頻度は、月1回程度（1～2時間）で、スピード感は薄く、議事録からは、次回開催に向けての課題も明確に提示されていませんし、議員全員が議論した内容を把握しているとは思えません。

町民としては、委員会における議論が「町民の満足度をどうしたら高められるか」「町民の意思が反映されるシステムは何か」等について議論されていれば問題ありませんが、残念ながら不十分です。

「特別委員会の設置の是非」「開催頻度（スピード）向上策」「町民の満足度を高める施策」「町民の意思が反映されるシステム」について委員長としての考えをお聞かせ下さい。

さらに、今まで「議会運営委員会で議論した詳細を、議員全員に周知してきた方法」「議会運営委員会で議論した内容を具現化するために議員が作成した資料」についてお聞かせ下さい。

【質問. 12】

憲法第93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」とあります。さらに、地方自治法第96条「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」とあり、15項目が記載されています。「議事機関」とは「事を議する」つまり、議論して議決することが議会の役目です。

町民の代弁者の集合体が議会であり、議員同士が話し合っ物事が決められて然るべきところですが、函南町議会は、議案に対して「議論する」ことは行なわれていません。つまり、憲法・地方自治法の意思が反映されていないこととなります。

問題は、議会運営を定めている「函南町議会会議規則」には

第44条（討論及び表決）

議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

とあります。この討論は賛成、反対の意思を表明するものであり、議員同士での議論ではありません。法の趣旨は、表決する前に「町民のために役立つことなのか等」を念頭に議論することを求めています。討論と議論は似て非なるものです。

この古典的な「函南町議会会議規則」は、憲法と地方自治法の趣旨に基づき改訂が求められます。本件は、議会改革の案として議論しなければなりません。委員長としてこれを提案していただきたいと思いますが、委員長としての考えをお聞かせ下さい。
法の遵守は何よりも一番に求められるものです。

【質問. 13】

日本の地方議会には、住民に寄り添った改革が進められてきた市町村が多く存在します。実際に「どのような改革が行われ、どのような状況にあるのか」「改革とは何か」「苦労したのは何か」等を議員全員で学ぶことは、改革を進める上で役に立ちます。地方議会・議会改革等を専門分野として研究し、執筆している大学の教授等を招聘し「議会改革の実態と住民との関係等」について講演してもらい客観的な知識を吸収する研修会を開催することを提案致します。(町民参加も考慮する)

【参考】 山梨学院大学 江藤 俊昭 教授 (TEL. 090-8019-9422)

NHK「地方議会の現状と課題」で出演されていた方で推薦したいと思います。
「井の中の蛙」にならぬよう、委員長としてこれを実行していただきたいと思います。
委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 14】

議会運営委員会運営要綱の見直し(改革ではなく改善では)が検討されています。詳細は不明ですが、その趣旨が「多様性のある意見を取り入れるため」の変更であれば説得力がありますが、委員会に会派のメンバーを出来るだけ多く(過半数)取り入れることが目的であれば残念な改革(改善)の項目になります。委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 15】

議会の役割は、憲法・地方自治法等の趣旨から「町民の立場で」「町民の視線(目線)で」「町民の利益のために議論、審議する」ことが求められています。従って、議員は「町にでかけ、町民と膝を交えて話し合いをする」ことが重要です。町民と話し合いをする施策を議会改革の一つとして、加えていただきたいと思います。委員長としての考えをお聞かせ下さい。

【質問. 16】

「議会改革」は、町民の皆さまに「議会の仕組み」や「議会の働き」を知ってもらい、政治に関心を持っていただくと共に「町民と一緒にまちづくりに参加してもらおう」ことが基本となります。つまり、議員だけで改革を論じるのではなく、町民の方の意見を吸収し、改革は町民のために行うことを前面に掲げないと、議会の信頼感を失ってしまうことになります。町民の意見を把握、検討するための具体的な施策について委員長の考えをお聞かせ下さい。

以上

本質問書は、議会改革を担う議会運営委員会委員長に対するものです。

ご回答は、令和2年9月23日までお願い申し上げます。

なお、当質問書及び貴回答は、当会のホームページに公開することを付言いたします。

オンブズマン函南町 代表幹事 山中 英昭

Mail : temp5421101@ny.thn.ne.jp

TEL. 090-2579-2146